

新商品・新サービスの開発支援事業（地域力活用市場獲得等支援事業）

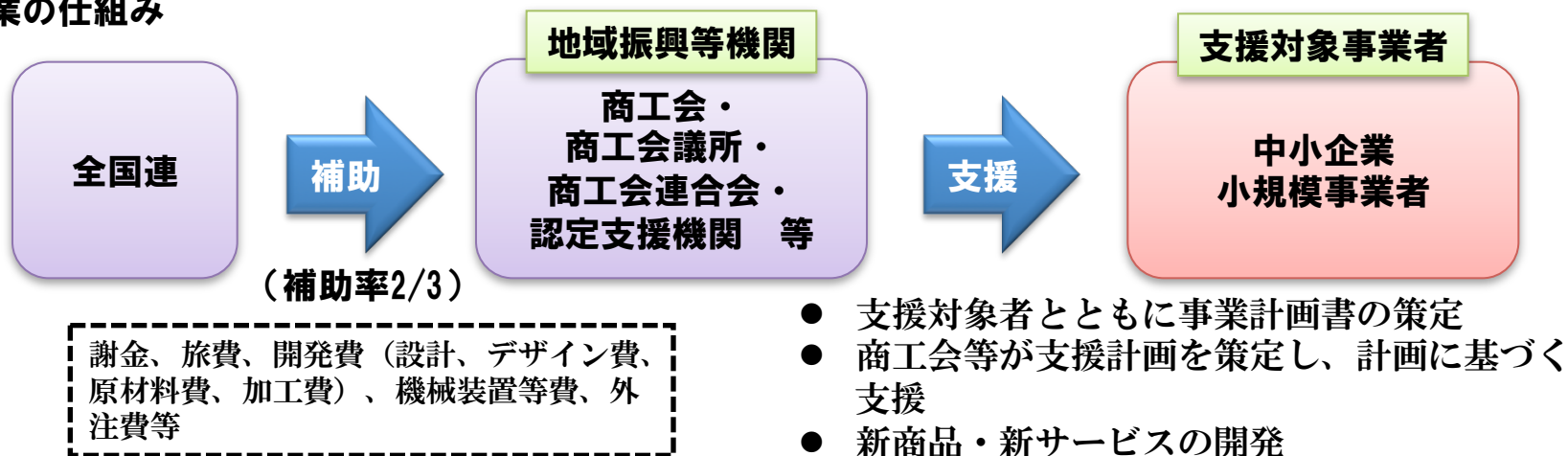
1. 事業概要

商工会・商工会連合会、商工会議所等（「地域振興等機関」）と一緒に、商品を改良・開発する計画を策定し、実施した中小企業・小規模事業者に対して、経費の2/3を助成。

2. 事業内容

- 商工会等が、支援対象事業者の補助事業計画書作成を支援
- 「売れる商品」づくりのため、外部専門家等を活用しながら商品企画、改良、試作品開発等を行う
- 事業者グループのみならず、個社支援も可能
- 全国連は、商工会等に対し補助対象経費の2/3を補助

3. 事業の仕組み

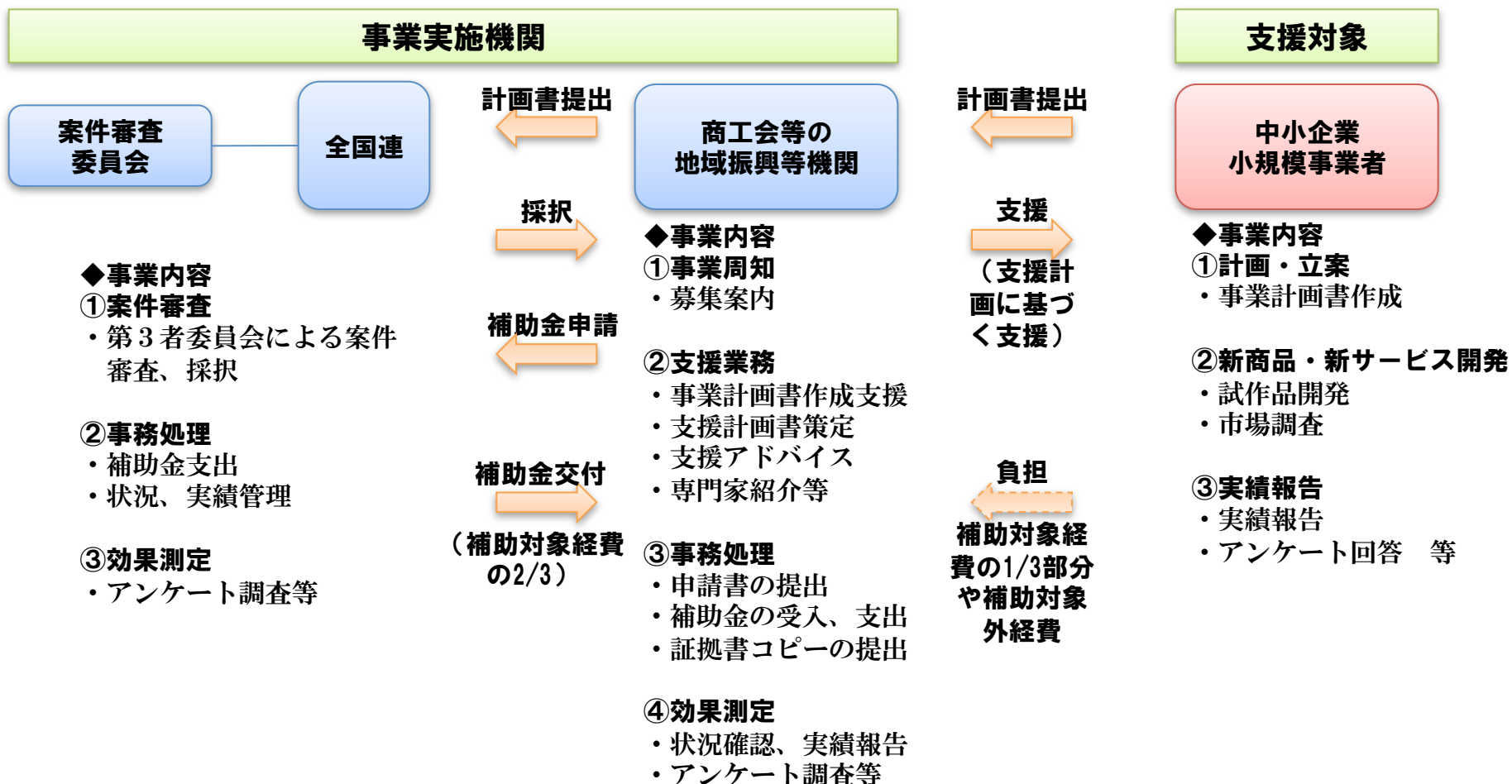


- 件数：1,000件（当初400件から1000件に増大）
- 補助率：2/3（補助金上限額 300万円/1案件あたり）
- 事業分野：特に指定なし
- 審査・採択：全国連に第三者の有識者による審査委員会を設置
- 他の開発系予算との違い：地域振興等機関による支援計画の策定を義務付け、濃密な支援を行うこと

新商品・新サービスの開発支援事業（地域力活用市場獲得等支援事業）

4. 事業の流れ

商工会等は、中小・小規模事業者が開発する商品に対する支援、補助金の適正執行を行う。



5. 事務手順

- ①支援対象事業者と連携して、事業計画を策定し、全国連へ提出
- ②全国連に第3者の有識者による審査委員会を設置し、案件を審査して助成商工会等を決定
- ③助成商工会等は、計画に基づき支援対象事業者とともに新商品・新サービス・新サービスの開発を支援
- ④商工会等は補助金の適正な執行、状況把握を行う